

東京都 土地改良だより

発行所

社団法人 東京都土地改良協会
千代田区丸の内3ノ1
東京都経済局内
印刷所 山浦印刷株式会社
印刷人 山浦

発刊にあたりて



社団法人 東京都土地改良協会

理事長 鈴木義顕

皆様土地改良協会のあり方については、心配して呉れて色々論議される向もあり、所により批判的意見をさへ蒙る場合もある。会員相互にはよく分つて居ても一般には実際協会の使命を充分理解して貰うことは仲々困難に属する。協会事業運営の上においては職員の不足等のため近來協会の使命を充分果す方途を時々応じて迅速にとり得

ない。このことは今後一層改善に努めなければならぬ。殊に広報活動の必要な事は事の理であつて業務の拡充強化のためには是非共これを忠実に実行に移し、よりよい協会への方向に展開しなければならぬ。「協会紙」は戦後二十八年「協会だより」として六号迄発刊したが、その後色々の事情で中絶の憂き目を見ていた。

今回の農林部及江東三区、多摩、両土地改良事務所の後援により再発刊の機会を得たので今後出来る限り内容の充実を図り会員各位の相互の連絡並びに土地改良事業に関する研究を土地改良事業運営の参考紙として発展させたいことを希うものである。会員諸賢の御理解と御鞭撻御支援を切に御願ひする次第である。

都下における

土地改良事業の動向

東京都経済局農林部

農地課長 難波武夫



吾々多年の宿望であつた「土地改良だより」が愈々発刊されるに至つたことは、都下に於ける土地改良事業の進歩を知る今後の事業を推進する意味に於て御同慶に存する次第であります。都の総面積は、約二〇〇三一万方呎で、全国総面積の千分五、五を占め、全国第四三位で、香川県、大阪府、についで小さい、其内耕地面積は、三四〇平方呎(都総面積の一六、一八%)、林野面積は、八一〇平方呎(三九、九%)、市街地其他は、八八〇平方呎(四三、三%)であります。耕地面積中田は、七、二〇〇町歩、畑は、二四、六〇〇町歩で、田は江東三区と、多摩川沿岸の一部で、特に南多摩郡に多くなつています。

都市周辺に於ける農地の移動と、遺産と多いのは全国的傾向であります。特に東京都に於ては、人口の急速の増加により市街地の膨脹や宅地の欠乏等によつて、農地の転用を目的とする移動が、此の数年來増加して、毎年約三〇〇町歩に及んでいきます。かくて都市周辺の農家は、益々零細化しているのので、この対策として、高度の土地改良を行い、集約的農業を行つて、農業経営の安全を計る必要があると思ふ。特に近く行われる首都圏整備法による近郊地帯の指定とからんで大いに研究すべきであると思ひます。

土地改良事業は、土地生産力を高めて生産費の低下をはかり、農業経営の合理化を計る事業であつて、都営土地改良、団体管灌漑排水、耕地整備、小田改良、開発建設等、各事業が含まれ、夫々法令規則の定めるところに従つて実施されています。またこれ等の事業のうちで、夫業対策事業に適する簡易な事業、農業公共施設、整備事業として実施してあります。この外に減産防止対策として、農業用施設で災害を受けたものを、災害復旧事業として実施してあります。此の外に減産防止対策として、農地及び農業用施設で災害を受けたものを、災害復旧事業として実施してあります。都営土地改良事業として現在実施中ものは、毛長畑排水改良事業(受益地足立区総事業費一五〇、〇〇〇千円)大丸用水土地改良事業(受益地稲城村、総事業費一一六、一一〇千円)江戸川農業水利改良事業(受益地足立区総事業費三七八、〇〇〇千円)日野用水土地改良事業(受益地日野町七二、六〇〇千円)の四地区であります。之等の都営事業は、江戸川用水改良事業を除いては概ね昭和三十四年度乃至三十七年度には完了する見込であります。が之等の事業が完了すれば一応既成用に對する基本的改良は、凡て終了する事になるので、今後は団体管土地改良、耕地整備等の事業に全力を注ぎ既成田の改良に完璧を期することになるのであろう。前述した様に都下に於ける畑地面積は、未だ二、四六〇町歩もあるもので、今後都営土地改良事業の重点は、畑を対象とした所謂畑地かんがい事業になるであろう。現に旧元八王寺村の耕地一三〇町歩を受益とする北浅川沿岸畑地かんがい事業を、明年度から都営事業として施行すべく準備を進めています。又西多摩郡五日市町、秋多町、日の出村の一部の耕地、所謂秋留台地七〇〇町歩の畑地灌漑事業を、昭和三十五年度から実施すべく昨年度から調査を始め、昭和三十四年度に於てすべての調査を完了して、計画書を作製する予定であります。

発刊に寄せて

江東三区土地改良事務所
所長 大野千代蔵

貧乏性と云うのは、そう貧乏でもないのにけちけちして暮らす性質のことらしい。派手にやればやれる事を思い切つて派手にやる事の出来ない性分で心柄とはいいながら、まことに損な

この「協会だより」紙も実は戦後発行方を進言した一人であつたが、二三回中絶したまま更に進言する勇氣がけて居た。今度花々しく再出発しようとする相談を受けたが、それが貧乏性で相談を受ければ、何だかんだと抑制するようなどと言ひ出して結局月一回位、時には隔月発行ということになつた。皆さんへは忘れた頃迷ひ込むようなどにならうからニュースを送り込むと云う訳には行きませんが。然し土地改良に持ち上つた事件は充分解明する迄これを伝えて参考にして貰ひ、又土地改良に関する政府や都の考え方はその核心に飛び込んで正しく理解出来るように伝えて、いわば愛情にあふれた御無沙汰伺ひの役割を完全に果たして貰ひたいと思ふ。ところで、近來食糧増産対策はとかく問題が多く従つて土

場指導をして貰つた忠実な関係者を窮地におとし入れると云う仕儀と相成る。設計は立派に出来ていても施行方法もわきまえず、わきまえて居ても、業者にまかせ切つて、一向工事に對する熱意を注がない結果は目的を達する様な工事が出来上らない。
更に又一軒の人の考えにより何もかも進めてまるで法に對して縁遠い所へ行つてしまひ気がついて見ると補助金詐欺などと云う大それた事になつて居るとしたらこれはやり切れない。自分等自身の大事な工事であるから設計施行の完全のため、あらゆる角度から探究して正確且つ迅速に効果百パーセントの実施をやつて貰ひたい。

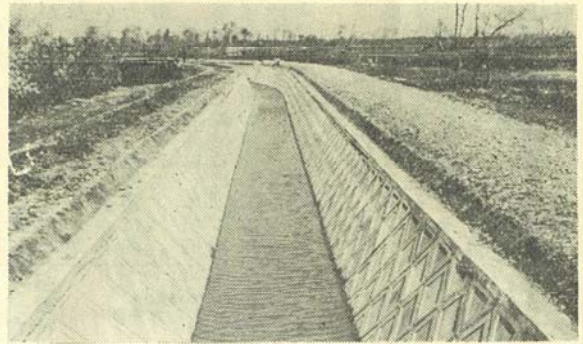
全工事のうち、五・六割も労務費が占めて居る場合農家が労務を出役すれば現金を出さなくとも工事がすすむ。だがこの行き方を事業の出発に當つてよく理解しない為か、分つて居ても大勢の仕事となれば自然労務の出し渋りをする為か、工期は切迫して追ひ立てられる。一方資金の運転がうまく行かないと云うことで、安全な工事が出来ない。係員の好意的な竣工検査ばかりあてにして居るものだから会計検査がやつて来ると云うと転手古舞をやつて、あぐろのはて大目玉を食う。折角親切に汗水

傾向になればなるだけ、刻苦精勵の歴史に恥じない活動を続けなければならぬ。その一助として「協会紙」の再刊を充分利用したいものと希う次第である。どうぞよろしく御願ひします。

土地改良事業地区
増産対策協議会開催
土地改良事業の施行により、農業上の諸条件が整備される土地改良地区に営農技術体制を立て、土地改良効果を早急に発揮させることは強い要望となつて居る。これに要するは農林省もさきに省議をもつて、中央及び都道府県毎に土地改良事業地区増産対策協議会を設立することに決定したが、本部に於ても昭和三十一年七月設立し過去三回開催した。

昭和三十二年度東京都農地課予算を見る

- 総額壹億九千六百三六万円
- 内 訳
- 一、職員に関する経費 三六、五四三千元
 - 二、農地管理に関する経費 八四八千元
 - 三、農地調整に関する経費 三、九九七千元
 - 四、開拓審議会、未墾地取扱開拓財産管理及び売渡に要する経費 五〇七千元
 - 五、農地の交換分合の企画指導奨励及び事業費補助に要する経費 三〇〇千元
 - 六、土地改良区指導、設立後の指導、検査及農業水利紛争調査等に関する経費 五七〇千元
 - 七、土地改良事務所に関する経費一、九二五千元
 - 八、営農指導奨励、増産対策、土壤調査改良、入植実施及び開拓者資金融通運営等に要する経費 二、三三九千元
 - 九、開拓建設工事、附帯工事地区開拓計画及び入植後の住宅建設並びに開墾事業 七、六四二千元
 - 一〇、六ツ木揚水機場の余水吐水門の改修工事費 一、三〇〇千元
 - 一一、開拓農業協同組合の事業に要する補助金 一〇〇千元
 - 一二、秋留台地畑地かんがい事業計画調査 一、三〇〇千元
 - 一三、畑地かんがい試験調査費 五〇千元
 - 一四、地籍調査費 八二四、千元
 - 一五、東京都土地改良協会補助金 八〇〇千元
 - 一六、都管土地改良事業 六八、二八〇千元
 - 内 訳
 - イ、江戸川用水幹線改良事業費 八、一四六千元
 - ロ、毛長堀排水幹線改良事業費 五、六三九千元
 - ハ、大丸用水土地改良事業費 三九、七三二千元
 - ニ、日野用水改良事業費 五、〇一〇千元
 - ホ、元八王子畑地かんがい事業費 一、六六〇千元
 - ヘ、瑞穂地区畑地かんがい事業費 八、〇九三千元
 - 一七、団体営土地改良事業費 三二、五三八千元
 - 内 訳
 - 1. 継続団体営かんがい排水事業一地区 五、六三七千元
 - 2. 継続団体営耕地整備事業三地区 一七、九〇一千元
 - 3. 新規団体営耕地整備事業一地区三、〇〇〇千元
 - 4. 小団地開発整備事業二地区 六、〇〇〇千元
 - 一八、都費単独補助土地改良事業五〇地区 二五、〇〇〇千元
 - 一九、災害復旧耕地事業 一一、五〇〇千元



用水路の改良

都営江戸川用水幹線改良事業
昭和31年度事業として延長284米突を佐々木式コンクリートブロック張りにて工事を施行し3月10日竣功、その事業費653万円を要し、用水量は毎秒日1.6m³が確保された。

失対事業の農業施設への成果

都農地課発表

三十一年度における失業対策農業土木事業の実施状況はその施行者三〇カ市町村と五つの土地改良区であつてこれが現場箇所数八〇カ所工事種目を農道の新設及び改修を始め水路護岸、暗渠、開渠、井堰、水路の浚渫等の多きにわたり毎日約一、〇〇〇人年間延三十四



農道の近代化

北多摩郡で園立町では同町先(甲州街道)主要農地帯に及ぶ改修工事を完成した

土地改良法改正要綱

国会へ提出

かねて計画中の土地改良法の改正については三月一日閣議で決定国会提出の運びとなり目下審議中である土地改良法の一部を改正する法律案要綱

第一 土地改良法の設立手続のうち事業の適否の認定の手續を廃止すること(第六条)

第二 土地改良区の役員任期を四カ年以内とする(第二三条)

第三 土地改良区の総代の定数を減少すること(二三条)

第四 役員職務を行う者がない場合において組合員その他利害関係を有する者の請求があつたときは、都道府県知事は、仮理事を選任し、又は総会を招集して役員を選挙させることができるものとすること(第二九条の三)

第五 土地改良区が長期借入金をする場合に都道府県知事の認可を受けることとする(第四十条)

第六 政令で定める面積をこえない従前の土地の所有者の申出があり、かつ、関係権利者の同意があつたときは、換地計画において、従前の土地に照応する換地

を与えないことができることとし、この場合には金銭による清算をすることとする(第五三、五三の二、五四条)

第九 国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業の開始手續中予備審査の手續を廃止し、事業の適否の決定の手續を設けること(第六六条)

第十 発電事業、水道事業その他公共の利益となる事業に併せて土地改良事業を行うことにより、当該事業の施行に係る土地における農業経営が合理化され、国土資源の総合的な開発に寄与することが明かな場合に、国又は都道府県は関係農業者の申請がない場合でも、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を施行することができるものとすること(第八七条の二)

第十一 農林大臣は、国営第十事業により生じた土地及び国営土地改良事業のために取得した土地等を管理し、次の如き効果をあげて

その者に配分通知書を交付すること。
二、前項の規定による配分通知書の交付を受けた者は、当該土地改良事業の完了の日、配分通知書に記載された埋立予定地の所有権を取消すること。
三、農林大臣は、第一項の規定による配分通知書の交付を受けた者に對し、埋立予定地を無償で使用させることができることとする(第九四條の八)

江東三区の湿田対策事業 大いに進む

足立、葛飾、江戸川三区の湿田面積は約三、〇〇〇町歩ありこの湿田の改良は永い間の懸案となつていたが、東京都土地改良協会と東京都農地課の指導により、湿田を乾田化する事業即ち耕地整備事業および小団地開発事業、耕地整備事業のなかには区劃整理を始め暗渠排水、農道等の事業も含まれ、小団地開発整備事業は、今まで公共事業の行われなかつた、二〇町歩以下五町歩までの小団地を対象として行い土地改良事業を主としたものである。これ等を目的とした土地改良区は最近続々設立を見つある現状である。新中川第一土地改良区を始め八土地改良区が設立し総面積は、五七六町歩である。事業完了後の効果は、米麦作の増収を始めとし、きわめて大きいものがあり、次の如き効果をあげて

- 一、水稻の反当収量が増し、また裏作の作付面積、作物の種類が多くなりその反当収量は増加する。
- 二、畜力または機械力による農作業が可能になり、農作業が可能になり、したがって反当所要労働力が節減される。
- 三、水稻を始めとする生産物の品質が向上し、商品化が有利になった。
- 四、有機質肥料の増産が可能となり且つ肥料の施量が合理的になる。
- 五、栽培上の管理が楽になった。
- 六、早生又は中生種的水稻を作付し、早植栽培が可能となる。
- 七、裏作は高畦栽培から平畦栽培となり、播種面積が増加し、麦類の播種期を早めることが出来る。等々非常な効果を挙げている。

祝 発 刊

東京都経済局農林部

農林部長
農地課長

林五郎
難波武夫
堀通夫
大岡弘
下田善四郎
亀田熊市
岡崎正男
上原嘉太郎

東京都江東三区土地改良事務所

所長

大野千代藏
穴沢千代吉
島崎英雄

東京都多摩土地改良事務所

所長

和久井清次
齋藤房造

東京都土地改良協会

理事長

副理事長

鈴木義顕
千ヶ崎嘉助
森一郎
島田繁正
村木光三

入身土地改良区

理事長 加藤 弥平次

南多摩郡稲城町々長
大丸用水土地改良区

理事長 森 一 郎

鷺宿土地改良区

理事長 真野 作 藏

葛飾北部土地改良区

理事長 矢部 和 太郎

上金子土地改良区

理事長 遠藤 力 藏

上平井土地改良区

理事長 町山 与 一郎

横山館土地改良区

理事長 黒沢 盤 雄

立川昭和拝島用水土地改良区

理事長 白井 直 三

多磨村土地改良区

理事長 糟谷 正 之

鳴下栄吉

岡田新右衛門

大場正雄

三田甚一

横溝直也

佐藤康胤

青山藤吉郎

井上孝平

難波武夫

立川克巳

林忠次郎

理事 同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

一ノ宮関戸四ツ字連合土地改良区

理事長 相沢 政次郎

五日市土地改良区

理事長 森田 平 二

東京都足立区土地改良区

理事長 千ヶ崎 嘉助

東京都神領堀下流土地改良区

理事長 矢萩 三保三

東京葛西土地改良区

理事長 岡田新右衛門

祖師ヶ谷土地改良区

理事長 福田 新 藏

鶴川村大藏土地改良区 理事長 須崎三郎	鶴川村東部土地改良区 理事長 吉川孝治	鶴川村金井土地改良区 理事長 草薙三郎	七生村土地改良区 理事長 高橋通夫	牟礼神田川土地改良区 理事長 高橋長之助	毛長堀土地改良区 理事長 鴨下栄吉	府中用水土地改良区 理事長 佐藤康胤	福生町土地改良区 理事長 笹本益夫	乞田土地改良区 理事長 新
東京都江戸川土地改良区 理事長 宇田川嘉一郎	赤塚土地改良区 理事長 鈴木義顕	堺村相原西部土地改良区 理事長 花形英一	北沢用水土地改良区 理事長 清水弥太郎	三鷹用水土地改良区 理事長 高橋勝義	三鷹牟礼用水土地改良区 理事長 板橋藤藏	南秋津土地改良区 理事長 肥沼慶七	瑞穂土地改良区 理事長 池田幸三	水元下河原土地改良区 理事長 岡庭
上下之割土地改良区 理事長 三田甚一	石神井土地改良区 理事長 桜井米藏	新河岸土地改良区 理事長 本橋家一	新中川沿岸第一土地改良区 理事長 山崎丑次郎	新中川沿岸第二土地改良区 理事長 芝山信郎	新中川沿岸第三土地改良区 理事長 大場正雄	南多摩郡日野町々長 日野用水土地改良区 理事長 斎野次郎	北多摩郡砂川町々長 砂川村外七ヶ市町村用水土地改良区 理事長 宮崎伝右衛門	戸倉村土地改良区 理事長 黒山定良